

お知らせ（小名浜港入出港の際の留意事項）

平成23年4月27日

福島県小名浜港湾建設事務所

東北地方整備局小名浜港湾事務所

福島海上保安部

- 1 小名浜港及び周辺海域には、漂流物、瓦礫等水中障害物が依然として存在するおそれがありますので、船舶は航行に当たり十分注意してください。
- 2 小名浜港入出港の航行径路は、中央航路とし、原則として日中航行をお願いします。
- 3 小名浜港で航行可能な水域及び利用可能な係留施設は、次のとおりです。

(1) 航行可能な水域

別添図で「航行可能な水域」と表示された水域。

(2) 利用可能な係留施設（別添図参照）

名称	延長(m)	水深(m)	備考
6号ふ頭 第3号岸壁	130m	-7.5m	公共ふ頭(石材利用に限る。)
7号ふ頭 第4号岸壁	185m	-10m	公共ふ頭
藤原ふ頭 第1号岸壁	185m	-10m	公共ふ頭
第2号岸壁	240m	-12m	公共ふ頭
大剣ふ頭 第7号岸壁	130m	-7.5m	公共ふ頭
第8号岸壁	130m	-7.5m	公共ふ頭
小名浜石油(株) 1号危険物栈橋A	108m	-7.5m	専用ふ頭
1号危険物栈橋B	108m	-7.5m	専用ふ頭
2号危険物栈橋A	95m	-6.5m	専用ふ頭
2号危険物栈橋B	95m	-6.5m	専用ふ頭
小名浜石油埠頭(株)高圧 ガス栈橋	110m	-6.5m	専用ふ頭

